平成２６年（フ）第１６８１号
千葉県成田市公津の杜２丁目８－１－Ｂ
債務者　岸本　文子（旧姓村上・佐野）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６８２号
千葉県八千代市大和田新田99―５
債務者　五十嵐るみ子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６８３号
神奈川県藤沢市円行２丁目11―18―201
債務者　井口　桃子（旧姓川辺）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６８４号
東京都福生市大字熊川1491―17―202
債務者　山内　得則
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６８５号
東京都杉並区堀ノ内３丁目９－８－201
債務者　菅田　祐樹
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６８６号
千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘４丁目８－８
債務者　阿部　和功
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６８７号
埼玉県越谷市赤山町５丁目７―47　ペアハイツ越谷１―408
債務者　佐藤　京子（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６８８号
千葉県市原市辰巳台東４丁目15　辰巳台東ハイツＦ棟401
債務者　城山亜利咲（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６８９号
東京都町田市下小山田町2736―12―101
債務者　永瀬　清光
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６９０号
東京都練馬区向山３丁目８－６―205
債務者　豊福　　寛
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６９１号
東京都立川市高松町１丁目15―22
債務者　大澤亜沙美（旧姓土師）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３３号
埼玉県越谷市東大沢４丁目23―13　第２サンフラワーマンションＡ―101
債務者　市村　仁義
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３５号
東京都板橋区赤塚３丁目29―９―202
債務者　國廣　一志
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３６号
東京都文京区大塚６丁目９－６
債務者　小笠原敏子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７３９号
東京都葛飾区東堀切３丁目24―１―209
債務者　平賀　政信
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部